

公的年金の上乗せ年金等の加入状況

	財形年金貯蓄	確定給付企業年金	確定拠出年金	厚生年金基金	適格退職年金
加入者数	257万8千人 (平成16年3月) (注) 財形貯蓄全体 1208万人 (延べ数)	144万人 (予定加入者数) (平成16年3月)	<企業型> 92万人 (平成16年4月) <個人型> 3万1千人 第1号・14,231人 第2号・16,736人 (平成16年5月)	730万人 (推計) (平成16年7月)	777万人 (平成16年3月)
契約件数等	契約件数 257万8千件 (平成16年3月)	実施件数 634件 (うち420件が厚生年金基金からの移行) 基金型321件 規定型313件 (平成16年7月)	承認規約数 <企業型> 898件 (平成16年5月)	基金数 1,127基金 事業所数 14万6千所 (平成16年7月)	契約件数 5万9千件 (平成16年3月)

老後に必要な生活費等と公的年金額の比較

(月額・万円)

	老後の最低日常生活費	ゆとりある老後生活費	平均年金月額 (厚生年金受給者)	モデル年金月額
平成13年	23.5	37.3	17.3	23.8
10年	24.0	38.3	17.5	23.1
8年	24.1	39.4	17.0	23.1
5年	23.1	37.8	15.9	19.7

資料出所 老後の生活費関係は「生活保障に関する調査」(平成13年11月、生命保険文化センター)

年金月額関係は「事業年報」(社会保険庁)

(注) 老後生活費は夫婦2人の場合、平均年金月額は年度末現在の額

財形（年金、住宅）貯蓄解約者の意見（例）

年金貯蓄関係	住宅貯蓄関係
<ul style="list-style-type: none"> ○ 退職後も2～3年は継続できるようにしてほしい。 ○ 転職継続制度があっても再就職先会社が対応してくれなかつたら何にもならない。 ○ 勤め先にかかわらず、誰でも加入できる制度にしてもらいたい。 ○ 退職後、転職しなくても、長期加入者については継続できるような措置制度がほしい。 ○ 中途退職したら、解約するのではなく、据置できる制度にしてもらいたい。（特に年金財形） ○ 財形年金を厚生年金受給までの継ぎ資金と考えている。退職時にはたまたま受給開始まで据置できるとのことで継続している。説明がなかったら知らずに解約していた。 ○ 公務員の場合、定年まで勤務することは困難なので、財形年金は利用できないことが多いように思う。加入時に十分な情報が得られるようにしたほうがよい。 ○ 退職後の生活プラン等の指導助言等があれば助かる。 ○ 54歳と7ヶ月で退職した。財形年金はそのまま継続したかったが、退職時でストップとなり、普通の貯蓄となり、一括受取りになった。あと5ヶ月で年金受取りができたのに残念。 ○ 年金を受給年齢に達したら解約または年金として受取るものと考えていたのに早期退職に入ると同時に解約を勧められ、この制度を不信に思うと同時に裏切られた思いで積立金を受取った。何のために年金積立していたのか分からぬし意味がない。 ○ やむなく失職した場合、残金を一括して入金し、財形を生かしてほしい。または、途中までの分でも、そのまま据置、年金の形にしてほしい。 ○ 無理なく貯蓄ができるのはよいが、もっと魅力的な制度にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同じ職場への再就職。臨時職員の身分なので継続できないと解約を勧められた。一ヶ月後改築し、住宅財形の利用もなく追徴されみじめであった。 ○ 退職後1年間は積立できるようにしてほしい。 ○ 夫が財形に加入。昨年家の工事（30万円）をするので、そのお金を使いたいと、問合わせました。しかし、75万円以上でないと、おろせないと言われた。なぜそうなるのか分からないが、使いにくい制度だ。 ○ 解約手続きや引出しを簡単にできるようにしてほしい。 ○ もっと各会社の総務担当者に制度を勉強しておくよう指導してほしい。 ○ 財形に1年半加入したいたが、加入時の説明があった以外、毎月の貯蓄額やそれに関する情報等が手元に届かず、職場からの給与明細差引形跡しかなかった記憶がある。加入者への頻繁な情報提供があるとよい。 ○ 住宅財形に関して手続きが面倒で必要なときに必要な資金が簡単に用意できなかった。 ○ 解約時に税金を相当引かれた。これまでの積立は何だったのか、解約しなくともよかったのではないかと思った。もっと事前に説明がほしい。 ○ 会社の財形制度（契約会社）があってもよく分からないので、会社で契約していない金融機関でも個人的に継続可能なシステムを確立して欲しい。

現在の住居と今後の持家取得意向<個人調査>

	調査数	計	持家	持家以外	ご現持ち在ちで準家あ備をるを取進めしてよいうると、と	得が具し、体たい的いず準思は思はう持しちて家いをな取り	い定将とな來思のはわで親な、のい特住に居に得住しむた予	たそいもとそ思もわ持なちい家を取に得住しむた予	住が持ん、ちで現家い在をるは既別にの取と得こしろたに	その他	(%)	無回答(今後の持家取得意向)	
全体	1103	100.0	56.7	42.8(100.0)	(5.5)	(49.2)	(15.3)	(18.4)	(3.8)	(4.9)	(3.0)	0.5	
年代別	29歳以下	198	100.0	14.1	85.4(100.0)	(0.6)	(64.5)	(13.6)	(14.2)	-	(3.6)	(3.6)	0.5
	30代	302	100.0	42.1	57.6(100.0)	(8.0)	(49.4)	(13.2)	(17.2)	(4.0)	(5.2)	(2.9)	0.3
	40代	284	100.0	72.5	27.5(100.0)	(6.4)	(35.9)	(23.1)	(17.9)	(6.4)	(7.7)	(2.6)	-
	50代	248	100.0	81.5	16.9(100.0)	(11.9)	(21.4)	(19.0)	(33.3)	(9.5)	(2.4)	(2.4)	1.6
	60歳以上	70	100.0	87.1	12.9(100.0)	(11.1)	-	-	(55.6)	(22.2)	(11.1)	-	-

世代別持家ニーズと持家率

	持家ニーズ	持家率
20～29歳	80.9%	8.0%
30～39歳	84.0%	39.0%
40～49歳	89.6%	66.6%
50～59歳	88.9%	74.9%
60歳以上	89.4%	80.2%

資料出所 持家ニーズについては「平成13年度土地問題に関する国民の意識調査(国土交通省)」より、持家率については「平成10年住宅土地統計調査報告(総務省)」より作成

確定拠出年金制度の概要

1. 確定拠出年金とその必要性

- 確定拠出年金は、拠出された掛け金が個人ごとに明確に区分され、掛け金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。
- 現行の企業年金等は、給付額が約束されるという特徴があるが、一方、以下のような問題点があり、公的年金に上乗せされる部分における新たな選択肢として、確定拠出年金を導入することが必要。
 - (1) 現行の企業年金等は中小零細企業や自営業者に十分普及していない。
 - (2) 転職時の年金資産の移管が十分確保されておらず、労働移動への対応が困難。

2. 制度の概要

- 本制度は、加入者自らが運用指図を行う等自己責任に基づくもの。

(1) 対象者（制度に加入できる者）及び拠出限度額

- | | | |
|---------------------------------|-----------|----------------------|
| (1) 企業型年金 | (企業拠出のみ) | 企業の従業員 |
| (2) 個人型年金 | | 自営業者等 |
| | (加入者拠出のみ) | 企業の従業員（企業の支援のない者に限る） |
| (3) 年齢は60歳未満の者 | | |
| (4) 企業又は加入者は、拠出限度額の範囲内で、掛け金を拠出。 | | |

(2) 運用

- (1) 加入者が運用指図を行う。
- (2) 運用商品は、預貯金、公社債、投資信託、株式、信託、保険商品等。
- (3) 3つ以上の商品を選択肢として提示するなどの基準を設定。

(3) 転職の場合の年金資産の移換

- (1) 資産残高（掛け金と運用収益の合計額）は個々の加入者ごとに記録管理。
- (2) 加入者が転職した場合には、転職先の制度に年金資産を移換。

(4) 給付

- (1) 老齢給付金、障害給付金、死亡一時金とし、老齢給付金、障害給付金は年金又は一時金として受給できる。
- (2) 制度に加入し得ない者となったときは、拠出年数が3年以下である場合に、脱退一時金を受給できる。
- (3) 老齢給付金については、最初の拠出から10年以上経過している場合は60歳から受給可。10年経過していない場合も、遅くとも65歳から受給可。

(5) 加入者保護

- 企業など制度関係者の忠実義務や行為準則等を定め、加入者保護を図る。

(6) 税制

- (1) 拠出段階 加入者の拠出は所得控除、企業の拠出は損金算入。
- (2) 運用段階 年金資産に特別法人税を課税（平成16年度まで凍結）
- (3) 給付段階 年金の場合は公的年金等控除を適用、一時金の場合は退職所得課税を適用。

3. 施行

- 平成13年10月1日